

# 平成 30 年度放射性廃棄物海外総合情報調査（Ⅰ）

## 諸外国最新動向調査

### 仕 様 書

平成 30 年 3 月

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

－ 目 次 －

1. 総則.....	1
1.1 適用範囲.....	1
1.2 監理員.....	1
1.3 総括責任者.....	1
1.4 実施の方法及び工程.....	1
1.5 業務の促進.....	2
2. 業務概要.....	2
2.1 本業務の目的.....	2
2.2 納入先.....	2
2.3 センター監理員.....	2
2.4 担当箇所.....	2
2.5 実施期限.....	3
2.6 実施概要.....	3
2.7 提出図書類.....	3
2.8 実施内容.....	3
2.9 成果品.....	4
2.10 その他.....	4

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

本仕様書は、公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター（以下「当センター」という）が実施する「平成 30 年度放射性廃棄物共通技術調査等事業（放射性廃棄物海外総合情報調査）（国庫債務負担行為に係るもの）」の一環として実施する「平成 30 年度放射性廃棄物海外総合情報調査（I）諸外国最新動向調査」（以下「本業務」という）に適用する。

### 1.2 監理員

当センターの監理員（以下「監理員」という）は、契約書及び仕様書等に記載する範囲内において本業務を適正かつ円滑に実施するため、請負人に対し次の事項を行うものとする。

- (1) 仕様書についての疑義の解明
- (2) 契約書、仕様書、実施計画書及び関係諸法規等に示されている内容に従い実施されていることの管理
- (3) 本業務の実施に必要な指示または助言
- (4) 関連箇所との必要な連絡並びに調整
- (5) 成果品の検査
- (6) 請負人からの提出図書類の受付処理
- (7) その他管理上必要な処理

### 1.3 総括責任者

1. 請負人は、本業務の実施に当たり総括責任者をおくものとする。この場合、請負人はあらかじめその氏名、経歴などについて、監理員に書面により届け出るものとする。
2. 総括責任者が出張等で前項の管理を行うことが出来ない場合は、あらかじめその代行者を選任して監理員に届け出るものとする。

### 1.4 実施の方法及び工程

1. 請負人は、ISO9001 等適切な品質マネジメントの下で本業務を実施すること。
2. 請負人は、着手に先立ち実施の方法及び工程を明らかにした実施計画書を監理員に提出し、当センターの承認を受けるものとする。
3. 監理員は、次の各号に該当すると認めるときは、理由を明示して実施の方法又は工程等の変更を指示することがある。
  - (1) 当センター業務遂行に支障があると認められたとき
  - (2) 請負業務の成果に支障をきたすと認められたとき
  - (3) 業務遅延のおそれがあると認められたとき
  - (4) その他必要と認められたとき
4. 請負人は、第 2 項の実施の方法及び工程を変更する必要があるときは、遅滞なく監理員に届け出を行い当センターの承認を受けるものとする。

## 1.5 業務の促進

1. 請負人は、業務遅延のおそれがあると認めたときは、直ちにその詳細を当センター又は監理員に報告し、その指示を受け適切な措置をとるものとする。
2. 当センターは、業務遅延のおそれがあると認めたとき、又は請負人からの前項の報告を受けたときは、請負人に対し請負人の負担において、実施方法の変更、使用人又は作業員の増員を要求することができる。

## 2. 業務概要

### 2.1 本業務の目的

原子力発電を実施している国々においては、これまでの原子力発電の利用に伴って放射性廃棄物が発生しており、その処理処分が課題となっている。諸外国と同様、我が国でも、高レベル放射性廃棄物の地層処分や長半減期低発熱放射性廃棄物（TRU廃棄物）をはじめとする低レベル放射性廃棄物の処理処分等について、国、処分実施主体、規制機関、その他関係機関の適切な役割分担の下で進めていくことが重要となっている。

これらの背景を踏まえ、平成30年度放射性廃棄物海外総合情報調査（I）諸外国最新動向調査では、国際的動向も踏まえた我が国の政策立案への反映を目的として、我が国の参照事例として、欧米やアジアの主要な国々における放射性廃棄物処分事業の状況、放射性廃棄物処分に関わる法制度に関連する情報を収集する。また、幅広く情報普及を図るための情報の整理・発信を目的として、情報提供コンテンツの作成及び背景資料を整備し、収集した情報を関係者間で参照・活用が可能な形態としてデータベースを整備するものである。

### 2.2 納入先

東京都中央区明石町6番4号 ニチレイ明石町ビル12階  
公益財団法人 原子力環境整備促進・資金管理センター  
技術情報調査プロジェクト

### 2.3 センター監理員

技術情報調査プロジェクト

チーフ・プロジェクト・マネジャー	佐原 聡
プロジェクト・マネジャー	佐原 聡
プロジェクト・リーダー	山本 啓太
	江藤 次郎

### 2.4 担当箇所

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター  
技術情報調査プロジェクト

## 2.5 実施期限

契約締結日より、平成 31 年 3 月 29 日までとする。

## 2.6 実施概要

平成 30 年度放射性廃棄物海外総合情報調査（I）諸外国最新動向調査では、原子力発電を利用する諸外国において共通的課題である高レベル放射性廃棄物を中心として、また重要度を勘案して低・中レベル放射性廃棄物についても、欧米やアジアの国々における放射性廃棄物処分事業の状況、放射性廃棄物処分に関わる法制度を調査し、調査結果を取りまとめる。また、情報提供コンテンツの作成及び関係する背景資料を整備する。

## 2.7 提出図書類

請負人は、当センターに下記の図書資料を提出するものとする。

図書・資料名	数量(部)	提出期限	備考
1. 実施計画書	3	契約後すみやかに	A4 版
2. 災害時の緊急連絡先及び対応策	1	契約後すみやかに	A4 版
3. 情報セキュリティ対策	1	契約後すみやかに	A4 版
4. 報告書ドラフト	1	平成 31 年 1 月 15 日	A4 版ファイル綴じ
5. その他		必要の都度	監理員の指示による

※実施計画書には、総括責任者に関する情報についても記載すること。

※報告書ドラフトの提出時には電子データも提出すること。

## 2.8 実施内容

上述した本業務の目的及び実施概要に基づき、具体的に下記業務を実施する。

### 2.8.1 諸外国の放射性廃棄物処分事業の状況調査

米国、英国、カナダ、スペイン、ベルギー、韓国、中国、台湾、ロシア、東欧諸国、及びその他のアジア・オセアニア諸国（オーストラリア、その他の原子力発電実施国、原子力発電の導入を計画している国）における放射性廃棄物処分場の選定・立地作業を含む推進・規制面での各種検討状況や事業進捗状況に関する情報を収集・調査し、調査結果を取りまとめる。

### 2.8.2 諸外国における放射性廃棄物処分に関わる法制度調査

技術情報データベースに整備している諸外国の放射性廃棄物処分に係る法令、基準・指針等について、登録情報の網羅性の維持及び最新化に資するために、各国での新たな制定や改廃の動向を調査し、当該法令等の重要度に応じて、データベース登録情報と比較した

形で追従状態を取りまとめる。法令等の調査対象は、技術情報データベースで採用している以下の分野に関するものとする。また、調査対象とする法令等は高レベル放射性廃棄物処分を中心とするが、我が国のTRU廃棄物処分との関連から低・中レベル放射性廃棄物処分についても、その重要度を勘案して調査対象とする。

- ・計画
- ・実施体制
- ・サイト選定
- ・安全
- ・環境
- ・原子力責任
- ・許認可申請等
- ・判例等

### 2.8.3 情報提供コンテンツの作成及び背景資料の整備

当センターのウェブサイト「諸外国の高レベル放射性廃棄物処分等の状況」において提供する情報コンテンツを作成するとともに、関係する背景資料を整備する。

#### (1) 速報情報の整備

欧米主要 10 カ国（スウェーデン、フィンランド、フランス、スイス、ドイツ、英国、米国、カナダ、スペイン、ベルギー）、ロシア、東欧諸国、及びアジア・オセアニア諸国（韓国・中国・台湾等の原子力発電実施国、原子力発電の導入を計画している国、オーストラリア）での高レベル放射性廃棄物処分等の重要な動きに関して、関連情報を収集し、当センターの指示に基づき速報記事または追記記事の原案を作成する。また、当センターの確認・修正を受けた上で、当センターのウェブサイトにドラフト版として掲載する。

#### (2) 背景資料の整備

当センターのウェブサイトに掲載している諸外国に関する放射性廃棄物処分関連情報について、最新情報を維持するために必要な背景資料を整備する。具体的には以下の項目について、出典情報とともに資料として取りまとめる。

- ・放射性廃棄物処分に係るコスト評価及び資金確保の状況
- ・放射性廃棄物管理施設の概要、当該施設における貯蔵量／処分量

## 2.9 成果品

請負人は、本業務の成果品として、以下を提出するものとする。

- ・成果報告書（くるみ製本 1部） 平成 31 年 3 月 29 日まで
- ・成果報告書電子データ 平成 31 年 3 月 29 日まで

## 2.10 その他

1. 本業務の実施に必要な条件は別途提示するものとする。また、関連する成果のうち当センターにおいて明らかにされているものについては協議の上別途提示するものとする。
2. 本業務において入手した図書、資料等に関しては、その内容により当センターと協議の上、その全部又は一部を報告書に添付するものとする。

以 上